

淡路島総合観光戦略策定会議 運営要領

(目的)

第1条 淡路島観光戦略会議設置要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項に基づき、淡路島総合観光戦略策定会議（以下「会議」という。）に関する事項を定める。

(所掌事項)

第2条 会議は、要綱第5条第1項に規定する調査及び検討を行う。

(委員)

第3条 会議は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議に座長を置く。

2 会議の座長は、委員の互選により選任する。

3 座長は、会議を統括し、会議の議事を進行する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 会議の開催に係る委員の招集は、座長が行う。ただし、最初の会議の招集は、淡路島観光戦略会議会長が行う。

6 座長が必要と認めたときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

7 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、座長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。

(謝金)

第5条 委員及び第4条第6項に規定する者が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第4条第7項の規定に基づき、代理の者が会議に出席したときは、代理の者に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第6条 委員が会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、一般社団法人淡路島観光協会の規定による額に相当する額とする。

3 第4条第7項の規定に基づき、代理の者が会議に出席したときは、代理の者に対して旅費を支給する。この場合において、代理の者の取り扱いは委員本人と同様とする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年7月29日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

氏名	所属・役職
宗田 好史	関西国際大学国際コミュニケーション学部教授
相野 公孝	吉備国際大学農学部学部長
琴井谷隆志	洲本商工会議所副会頭
赤穂 秀樹	南あわじ市商工会会長
津田 豊	淡路市商工会会長
雨堤 徹	五色町商工会会長
真木 伸茂	(一社) 淡路島観光協会副会長
木崎 尚文	(一社) 日本旅行業協会関西支部兵庫地区委員会委員長((株) JTB 神戸支店長)
正木 康文	(公社) 兵庫県バス協会淡路地区部会長(淡路交通(株) 運輸部長)
鎌田 勝義	神戸旅客船協会理事(ジョイポート淡路島(株) 代表取締役社長)
井壺 幸徳	兵庫県飲食業生活衛生同業組合副理事長兼淡路ブロック長
田中 優子	(株) リクルートご当地グルメ開発推進プロデューサー
川越 勇輔	(一社) 淡路青年会議所理事長
山下 孝文	(一財) 淡路島くにうみ協会専務理事
白川 智子	兵庫県産業労働部観光局長
守本 浩二	淡路県民局副局長
山下 直樹	洲本市産業振興部参事(商工観光担当)
勝見 哲	南あわじ市総務企画部部付部長(企画担当)
江崎 昌子	淡路市産業振興部部付部長兼商工観光課長

第5条により定める委員等の謝金

会議の委員等の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準じて下表の額を支給する。

委員の区分	謝金の額
座長	日額 15,500円
委員及び第4条第6項に定める者	日額 12,500円